



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

* 48 和歌山県行政不服審査法施行細則

(行政改革課) 1

規 則

和歌山県規則第48号

和歌山県行政不服審査法施行細則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政不服審査法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。以下「令」という。）及び和歌山県行政不服審査法施行条例（平成27年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 法、令及び条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子申請システム 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して申請を行わせるために県が管理する電子情報処理組織をいう。
- (2) 行政事務用パソコン 審査庁に所属する職員が専ら自己の職務を行うために使用する電子計算機（入出力装置及び映像を表示する画面を含む。）をいう。

(閲覧及び交付の実施の方法)

第3条 法第38条第1項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）の閲覧の方法は、審理員が専ら使用する行政事務用パソコンの画面に表示し、又は用紙に出力したものの閲覧とする。

2 法第38条第1項に規定する書面又は書類（以下「対象書面等」という。）の交付部数は、交付の求め1件につき1部とする。

3 対象電磁的記録又は対象書面等の閲覧をする者は、当該閲覧に係る対象電磁的記録を表示する行政事務用パソコン又は対象電磁的記録を出力した用紙を丁寧に扱うこととし、これを改ざんし、破損し、又は汚損してはならない。

4 審理員は、前項の規定に違反する者に対し、対象電磁的記録又は対象書面等の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(送付による交付に係る費用の納付方法)

第4条 令第14条第2項に規定する送付による交付に係る費用の納付方法は、郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法とする。

(閲覧又は交付の申請)

第5条 条例第2条第2項に規定する規則で定める書面は、提出書類等閲覧等申請書（別記第1号様式）とす

る。

(対象電磁的記録の交付)

第6条 条例別表備考3に規定する対象電磁的記録の交付の方法は、電子申請システムによる交付とする。

2 前項の交付の方法は、令第11条第1号又は第2号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によるものとし、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円とする。

3 第1項に規定する交付を受けるための申請の方法は、電子申請システムによる申請とする。

(手数料の減免)

第7条 条例第3条に規定する手数料の減額又は減免を受けようとする者は、法第38条第1項の規定による交付を求めるときに、併せて当該減額又は免除を求めようとする理由となる事実を証明する書面を添えて手数料減免申請書(別記第2号様式)を審理員に提出しなければならない。

2 審理員は、前項の手数料の減額又は免除をしようとするときは、あらかじめ知事と協議しなければならない。

(会議)

第8条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の全員が新たに任命された後最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(合議体)

第9条 審査会は、委員のうちから、会長が指名する者3人をもって構成する合議体(以下「通常合議体」という。)で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認める場合においては、委員のうちから会長及び会長が指名する者4人以上をもって構成する合議体(以下「特別合議体」という。)で、審査請求に係る事件について調査審議することができる。

3 通常合議体に会長の指名により審査長を置く。

4 審査長は、通常合議体の事務を掌理する。

5 通常合議体は審査長が、特別合議体は会長がそれぞれ招集し、議長となる。

6 通常合議体はこれを構成する委員の全員が、特別合議体はこれを構成する委員の過半数が出席しなければ、これらを開くことができない。

7 通常合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する。

8 特別合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

9 審査長に事故があるときは、会長は、その審査長の指名を取り消し、当該審査長以外の委員のうちから審査長を指名する。

10 審査会は、審査請求に係る事件について、通常合議体又は特別合議体の議決をもって、審査会の議決とする。

(提出資料の閲覧又は交付)

第10条 第3条及び第5条から第7条までの規定は、法第78条第1項の規定による閲覧又は交付について準用する。この場合において、第3条第1項中「第38条第1項」とあるのは「第78条第1項」と、「書面又は書類」とあるのは「主張書面又は資料」と、「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と、同条第3項中「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と、同条第4項中「審理員」とあるのは「審査会」と、「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と、第7条第1項中「第38条第1項」とあるのは「第78条第1項」と、「審理員」とあるのは「審査会」と、同条第2項中「審理員」とあるのは「審査会」と、別記第1号様式中「提出書類等」とあるのは「提出資料等」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、令第23条の規定により読み替えて適用する令第14条第1項の規定により審査会が行う送付による交付について準用する。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記第1号様式 (第5条関係)

(表)

(証紙貼付欄)

提出書類等閲覧等申請書

年 月 日

和歌山県審理員 様

審査請求人 (参加人)

印

行政不服審査法第38条第1項 (第78条第1項) の規定により、(事件番号) について、下記のとおり申請します。

記

1 閲覧等を求める提出資料等の名称その他の事項

提出書類等の名称	閲覧・交付の別	交付の方法等		
	閲覧・交付	白黒・カラー	片面・両面	手交・郵送・電子交付
	閲覧・交付	白黒・カラー	片面・両面	手交・郵送・電子交付
	閲覧・交付	白黒・カラー	片面・両面	手交・郵送・電子交付
	閲覧・交付	白黒・カラー	片面・両面	手交・郵送・電子交付
	閲覧・交付	白黒・カラー	片面・両面	手交・郵送・電子交付
	閲覧・交付	白黒・カラー	片面・両面	手交・郵送・電子交付

2 閲覧の場合の希望の日時

年 月 日 時 分から 時 分まで

3 電子交付を希望する場合の暗証番号

(裏)

備考

- 1 1 行について、1 つの提出書類等を記載すること。
なお、行が不足する場合は、別紙として差し支えないこと。
- 2 「閲覧・交付の別」欄には、「閲覧」又は「交付」の希望する一方又は双方を○で囲むこと。
- 3 「交付の方法等」欄は、希望する交付の方法等のいずれか一つを○で囲むこと。
なお、「郵送」とは行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号）第 14 条第 1 項に規定する「送付による交付」を、「電子交付」とは同令第 11 条第 3 号による交付の方法をそれぞれいうこと。
- 4 電子交付を受けることを希望する場合は、「電子交付を希望する場合の暗証番号」の欄に、電子交付を受ける際に必要となる暗証番号を任意の英数字 8 文字からなる暗証番号を記載すること。
なお、次の事項に留意すること。
 - (1) 電子交付は、電子申請による場合のみ対応するものであること。
 - (2) 暗証番号の照会には応じないこと。
 - (3) 暗証番号を忘失し、電子交付を受けられなかった場合であっても、手数料は返還できないこと。

別記第2号様式 (第7条関係)

手数料減免申請書

年 月 日

和歌山県審理員 様

審査請求人 (参加人)

㊞

和歌山県行政不服審査法施行条例第3条の規定により、下記のとおり減免を申請します。
記

- 1 減額又は免除を求める割合
- 2 減額又は免除を求める理由となる事実
- 3 2を証明する書類 別添のとおり

備考

- 1 「1 減額又は免除を求める割合」は、「〇割」で記入すること。ただし、免除を求める場合は、「全部」と記入すること。
- 2 「3 2を証明する書類」は、必ず添付すること。